

新型コロナウイルス感染症予防に係る特別養護老人ホーム鶴寿荘及び成羽デイサービスセンターにおける対策について

令和2年6月1日更新

1. 経緯

新型コロナウイルス感染防止については、特別養護老人ホーム鶴寿荘及び成羽デイサービスセンター（以下「施設」という。）においても、これまで対策を講じてきているが、国、また岡山県内感染者の現状を踏まえ、感染防止の対策を図る。

2. 目的

施設の入所及び利用者（以下「入所者等」という。）が虚弱な高齢者であり、高齢者における新型コロナウイルスによる重症化率、致死率が高いことから、入所者等の命を守ることを最優先に考え、入所者等やその家族の精神面での健康や負担も考慮し、入所者等及び職員の感染を防止するための対策を定める。

3. 実施期間

令和2年6月1日から令和2年6月18日までの間とし、見直しについては岡山県内の新型コロナウイルス感染状況等を踏まえて判断する。

4. 対策

一連の厚生労働省通知や高梁市新型コロナウイルス感染症対策本部会議による決定事項、総務部長事務連絡「職員に係る新型コロナウイルス感染症対策について」等に則するとともに、次のとおり実施する。

●職員について

高梁市の「職員に係るコロナウイルス感染症対策について」に加えて、次の対策を行う。

- ・職員の検温（37℃以上の発熱があれば出勤しない。）、マスク着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・3密（密集、密閉、密接）の1つでもならないようにし、人と人との接触は必要最小限にする。
- ・会議や食事の際は、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・万一感染した場合に備え、職員の行動履歴（濃厚接触者）を明確にしておく。

●利用者（鶴寿荘短期入所、成羽デイサービスセンター）について

- ・利用者は、マスク着用、手指消毒を徹底し、検温により37.0℃未満のみ可能とする。
- ・成羽デイサービスセンターについては、2週間以内に、令和2年5月15日時点の特定警戒都道府県（北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、京都府、大阪府、兵庫県）（以下「特定警戒都道府県」という。）へ行った者、また当該地域からの帰省者や来客等との接触がなかったか、を確認し、該当する場合は利用を自粛してもらう。
- ・鶴寿荘短期入所については、受け入れ休止を解除する。ただし、2週間以内に、特定警戒都道府県へ行った者、また当該地域からの帰省者や来客等との接触がなかったか、を確認し、該当する場合は利用を自粛してもらう。
- ・利用者及び家族に対し、対策の目的を説明し、理解を得る努力をする。

●訪問者（マスク着用、手指消毒、検温により37.5℃未満のみ可能）について

- （1）入所への面会は原則禁止とする。ただし、「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力の要請」に変更が生じた場合はこれに従うとともに、緊急時のみ、次の条件で受け入れる。（ただし看取りの場合は個別に対応する。）
 - ・面会可能時間は、午前10時15分から11時15分、午後2時から4時の1日1回30分以内とする。
 - ・面会者は、2週間以内に特定警戒都道府県へ行っていない岡山県内在住の家族で、3密を避けるため1入所者あたり2名以内とする。
 - ・面会場所は、鶴寿荘玄関ホールの面会スペース又は医務室とし、両面場所を使用しているときに、次の面会者の訪問があった場合は面会場所が空くまで、車内で待機してもらう。
 - ・面会時の飲食は禁止とする。
- （2）面会者以外の訪問者は、原則玄関ホールでの対応とし、来所記録簿に氏名等を記入してもらう。